について相当の理由があるときも、本人の同意を得ないで、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱い、要配慮個人情報を取得し、又は個人データを第三者に提供することができるものとする。（第十八条第三項第二号、第三号、第二十条第二項第二号、第三号、第二十七条第一項第二号、第三号関係）

⑵　個人情報取扱事業者は、本人との間の契約の履行のために必要やむを得ないことが明らかである場合その他当該個人情報等の取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合として個人情報保護委員会規則で定める場合は、本人の同意を得ないで、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱い、要配慮個人情報を取得し、又は個人データを第三者に提供することができるものとする。（第十八条第三項第七号、第二十条第二項第七号、第二十七条第一項第八号関係）

⑶　特定生体個人情報の取扱いに係る規律

イ　個人情報取扱事業者は、特定生体個人情報を取り扱うに当たっては、一定の場合を除き、その利用目的等の事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならないものとする。（第二十一条の二関係）

ロ　個人情報取扱事業者は、一定の事項をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出た場合に、本人の同意を得ないで当該本人が識別される個人データを第三者に提供することができる旨の規律により特定生体個人情報を第三者に提供することはできないものとする。（第二十七条第二項関係）

ハ　本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される特定生体個人情報が取り扱われているときは、一定の場合を除き、当該特定生体個人情報の利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができるものとし、個人情報取扱事業者は、当該請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、一定の場合を除き、遅滞なく、当該特定生体個人情報の利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならないものとする。（第三十五条第七項、第八項関係）

⑷　漏えい等が発生した場合に、本人への通知が困難な場合に加えて、本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合として個人情報保護委員会規則で定める場合も、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとることができるものとする。（第二十六条第二項関係）

⑸　一定の場合にあらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供することができる旨の規律に係る確認義務

イ　個人情報取扱事業者は、一定の事項をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出た場合に、本人の同意を得ないで当該本人が識別される個人データを第三者に提供することができる旨の規律により個人データを第三者に提供するときは、一定の場合を除き、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該第三者における当該個人データの利用目的等の事項の確認を行わなければならないものとする。（第二十七条第七項関係）

ロ　個人情報取扱事業者からイの確認を求められた第三者は、当該個人情報取扱事業者に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならないものとする。（第二十七条第八項関係）

ハ　個人情報取扱事業者は、イの確認を行った場合は、イの事項に関する記録を作成しなければならないものとする。（第二十九条第一項関係）

⑹　統計作成等を目的とする場合の特例

イ　個人情報取扱事業者は、統計作成等を行う目的又はロによる提供を行う目的で現に公開されている要配慮個人情報を取り扱う必要がある場合であって、インターネットの利用等の方法により統計作成等の内容等の事項を公表しているときは、当該現に公開されている要配慮個人情報を本人の同意を得ないで取得することができるものとする。（第三十条の二第一項関係）

ロ　個人情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者は、第三者が個人情報又は個人関連情報を統計作成等を行う目的で取り扱う必要がある場合であって、当該個人情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者及び当該第三者が、インターネットの利用等の方法により統計作成等の内容等の事項を公表しており、当該第三者との間の書面（電磁的記録を含む。）による合意により、当該提供がこの規定によるものである旨が明確に定められているときは、一定の場合を除き、当該個人情報又は個人関連情報を当該第三者に提供することができるものとする。（第三十条の二第五項、第三十一条の三第一項関係）

ハ　イによる取得又はロによる提供に関して、統計作成等の内容等の事項は一定期間、継続して公表しなければならないものとする。（第三十条の二第二項、第六項、第三十一条の三第二項関係）

ニ　イにより取得された要配慮個人情報等又はロにより提供された個人情報等若しくは個人関連情報等を取り扱う個人情報取扱事業者は、一定の場合を除き、公表されている内容の統計作成等を行うために必要な範囲を超えて取り扱ってはならないものとする。（第三十条の二第四項、第九項、第三十一条の三第五項関係）

ホ　イにより取得された要配慮個人情報等又はロにより提供された個人情報等若しくは個人関連情報等を取り扱う個人情報取扱事業者は、一定の場合を除き、当該要配慮個人情報等、個人情報等又は個人関連情報等を第三者に提供してはならないものとする。（第三十条の二第十項、第十一項、第三十一条の三第六項、第七項関係）

ヘ　その他、イによる取得又はロによる提供に関して公表している事項を変更するとき等についての規定を整備する。（第三十条の二第三項、第七項、第八項、第十二項～第十四項、第三十一条の三第三項、第四項、第八項～第十項関係）

⑺　委託を受けた個人情報取扱事業者等に係る規律

イ　他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から個人情報の取扱いの全部又は一部の委託を受けた個人情報取扱事業者は、一定の場合を除き、その取扱いを委託された個人情報を、当該委託を受けた業務の遂行に必要な範囲を超えて取り扱ってはならないものとする。（第三十条の三関係）

ロ　他の個人情報取扱事業者等又は行政機関等から、個人情報等の取扱いの全部又は一部の委託を受けた個人情報取扱事業者等が行う当該個人情報等の取扱いについては、当該委託に係る契約において、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人情報等の取扱いの方法として個人情報保護委員会規則で定める事項等が定められている場合であって、当該取扱いが当該委託を受けた業務の遂行に必要な範囲内において当該契約の定めに従って行われるときは、この法律の一部の規定は適用しないものとする。（第五十八条の二関係）

⑻　連絡可能個人関連情報等の不適正な取扱いの禁止

イ　個人関連情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により連絡可能個人関連情報を利用してはならないものとするとともに、偽りその他不正の手段により連絡可能個人関連情報を取得してはならないものとする。（第三十一条の二関係）